

○上市町県外転入者空家改修事業費補助金交付要綱

平成 29 年上市町告示第 57 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、上市町補助金等交付規則（平成 2 年上市町規則第 2 号。以下「規則」という。）第 21 条の規定に基づき、上市町県外転入者空家改修事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 2 条第 1 項に規定する空家等であって、その建築後概ね 30 年以上経過したもののうち、居住用に供されるものをいう。ただし、共同住宅（2 以上の住戸又は住室を有する建築物で、当該建築物の出入口から住戸又は住室の玄関に至る階段、廊下等の共用部分を有するものをいう。）を除く。
- (2) 県外転入者 県外から県内に移住して 5 年以内の者又は今後県外から県内に移住する予定の者をいう。

(補助金の交付等)

第 3 条 町長は、県外転入者による町内の空家改修を支援することにより町の居住環境の改善及び県外からの移住促進を図るため、県外転入者が行う空家改修事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

- 2 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）の合計額が 500,000 円に満たない場合は、前項の規定にかかわらず、補助金を交付しないものとする。
- 3 補助金の交付は、同一の空家につき 1 回限りとする。

(対象者)

第 4 条 補助金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 町内に住所を有する者又は有する予定である者であること。
- (2) 県外転入者で、町内に存する空家に 5 年以上居住することが見込まれるものであること。
- (3) 空家に居住すると見込まれる世帯に属する者全員に町税の滞納がないこと。

(対象空家)

第 5 条 補助金の交付の対象となる空家は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 軸組構法で造られていること。
- (2) 接合金物に頼らない伝統的な継手・仕口が用いられていること。
- (3) 屋根については和瓦又は茅葺き等の伝統的素材が用いられていること。
- (4) 建物の過半が昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した木造住宅について、一般財団

法人日本建築防災協会が発行する「木造住宅の耐震診断と補強方法」に規定する一般診断法又は精密診断法による地震に対する安全性の診断において総合判定が1.0未満とされた旧基準木造住宅である場合は、当該総合判定を1.0以上とする耐震改修を当該補助金の交付決定日の属する年度内に実施すること。

(対象経費)

第6条 対象経費は、次に掲げる工事に要する経費とする。

- (1) 空家の改修工事（耐震性又は断熱性の向上のための工事を含む。）
- (2) 前各号に掲げるもののほか、空家の居住性の向上に必要であると町長が認める工事

2 次に掲げる経費は、前項の規定にかかわらず、対象経費としない。

- (1) エアコン、テレビ、洗濯機、蓄熱式暖房機等の家庭用電化製品の購入に要する経費
- (2) 電気工事に要する経費
- (3) 電話及びインターネットの配線工事に要する経費
- (4) 管工事（下水道接続工事を含む。）に要する経費
- (5) 併用住宅にあっては、居住の用に供しない部分の工事に要する経費
- (6) 車庫、納屋等の空家に附属する建物の改修工事に要する経費
- (7) 床、壁及び天井のいずれにも固定されない物品等の購入又は設置に要する経費
- (8) 融雪設備、散策路、庭、花壇、門、塀、フェンス、エクステリア等の外構工事に要する経費
- (9) 公共工事の施工に伴い移転の対象となった空家で、当該移転につき補償の対象となったものの改修工事に要する経費
- (10) 国、県又は町から他制度の補助を受ける場合における当該補助の対象となる経費
- (11) 規則第3条の規定により補助金の交付を申請する者（以下「申請者」という。）自らが施工する自宅のリフォーム工事に要する経費
- (12) 賃貸の用に供し、又は供する予定の空家の改修工事に要する経費
- (13) 改修工事を伴わない空家の解体工事に要する経費
- (14) 前各号に掲げるもののほか、町長が定める経費

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、対象経費に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とし、1,000,000円を上限とする。

(交付申請書の様式)

第8条 規則第3条に規定する補助金等交付申請書の様式は、上市町県外転入者空家改修事業費補助金交付申請書（様式第1号）とし、申請の際は次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 空家に居住すると見込まれる世帯全員の住民票（本籍続柄が分かるもの）
- (2) 空家に居住すると見込まれる世帯全員の町税の納税証明書（非課税の者にあつては、非課税証明書）
- (3) 空家の位置図
- (4) 事業計画書（様式第2号）
- (5) 収支予算書（様式第3号）
- (6) 改修工事に係る見積書（積算内容が確認できるもの）の写し
- (7) 改修前の空家の外観及び改修工事予定箇所の写真
- (8) 空家の購入又は賃貸開始年月日が確認できる書類（売買又は賃貸契約書の写し等）
- (9) 賃貸の場合は、空家の改修に関する所有者等の承諾書の写し
- (10) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
（交付の条件）

第9条 規則第5条第1項各号に規定する条件のうち、補助金の交付の目的を達成するための条件は、次に掲げる条件とする。

- (1) 対象経費又は改修工事の内容を変更する場合には、町長の承認を受けること。ただし、軽微な変更をする場合を除く。
- (2) 改修工事を中止し、又は廃止する場合には、町長の承認を受けること。
- (3) 改修工事が予定の期間内に完了しない場合又は当該改修工事の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告して、その指示を受けること。
- (4) 補助金の交付に係る事業により取得し、又は効用の増加した財産については、当該補助金の交付の目的に反して使用しないこと。
- (5) 規則第16条の規定に該当する場合のほか、補助金を交付した日の翌日から5年を経過する日までに住所を変更した場合は、補助金の全部又は一部を返還すること。
- (6) 前各号に定めるもののほか、町長が必要と認める条件
（軽微な変更）

第10条 前条第1号ただし書の規定による軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業の実施主体の変更
- (2) 補助金の額の増額を伴う対象経費の変更
- (3) 補助金の額の増額を伴わない対象経費の額の20パーセント以上の変更
（交付決定書の様式）

第11条 規則第6条に規定する文書の様式は、上市町県外転入者空家改修事業費補助金の（交付・不交付）決定について（様式第4号）とする。

（変更交付申請書等の様式）

第12条 第9条第1号の規定により町長の承認を受ける場合の申請書の様式は、上市町県外転入者空家改修事業費補助金変更交付申請書（様式第5号）とし、申請の際は次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 変更の内容が分かる書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 第9条第2号の規定により町長の承認を受ける場合の申請書の様式は、上市町県外転入者空家改修事業（中止・廃止）承認申請書（様式第6号）とする。

（実績報告書の様式）

第13条 規則第12条に規定する補助事業等実績報告書の様式は、上市町県外転入者空家改修事業実績報告書（様式第7号）とし、報告の際は次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 規則第3条に規定する補助金等交付申請書の提出時において町内に住所を有していなかった対象者にあつては、空家に居住する世帯全員の住民票（本籍続柄が分かるもの）
- (2) 事業実績書（様式第8号）
- (3) 収支決算書（様式第9号）
- (4) 改修工事請負契約書の写し
- (5) 改修工事費の請求書（対象経費及び対象経費以外の経費の区分が分かるもので、施工業者の記名押印があるもの）の写し
- (6) 改修工事に係る領収書（施工業者の記名押印があるもの）の写し
- (7) 改修工事の施工後の空家の外観写真及び当該工事の実施部分の写真
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 規則第12条に規定する補助事業等実績報告書の提出期限は、改修工事完了後1月を経過した日又は当該年度の末日のいずれか早い日とする。

（交付の方法）

第14条 補助金の交付は、改修工事完了後の精算払とする。

（補助金の返還）

第15条 町長は、補助金の交付を受けた者が第9条第5号に該当する場合は、上市町県外転入者空家改修事業費補助金返還命令書（様式第10号）により、補助金の交付を受けた者に対し補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 前項の規定により返還命令を受けた者は、当該命令の日から起算して1年を経過する日までに補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

3 町長が第1項の規定により返還を命ずる補助金の額については、既に交付した補助金の額から、当該補助金の額に当該補助金を交付した日の翌日から住所を変更した日の前日までの日数を乗じ、その額を当該補助金を交付した日の翌日から5年を経過する日までの日数で除して得た額を減じて得た額とする。この場合において、その額に

1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則 (平成 29 年上市町告示第 57 号)

この告示は、平成 30 年 4 月 10 日から施行する。

附 則 (令和 2 年上市町告示第 36 号)

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

1 この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に改正前の上市町木造住宅耐震改修支援事業費補助金交付要綱に規定する木造住宅耐震改修支援事業費補助金の交付の申請があったものについては、なお従前の例による。